

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構法第16条の規定により、奨学金の返還免除を受けようとする者の推薦に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 札幌大学大学院において日本学生支援機構第一種奨学金貸与を受けた学生であつて、在学中、学業及び人物とも特に優れた業績をあげた者とする。

(選考委員会)

第3条 独立行政法人日本学生支援機構法施行令第8条第2項に規定する返還免除の認定を受ける候補者として推薦すべきものを選考するため「日本学生支援機構大学院返還免除候補者選考委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、次に掲げる者で構成する。

(1) 学長

(2) 学長が指名する者

3 委員会に委員長を置き、学長が委員長となる。

4 委員長は、委員会を主宰する。

5 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 選考基準の設定

(2) 候補者の選考

(3) 候補者の順位

(4) その他候補者の推薦に関して必要な事項

(選考方法)

第4条 委員会は、返還免除の認定を受けようとする者の選考に関する事項を、調査審議を行うに当たり、学生の選考分野に係る教育研究の特性に配慮しなければならない。

2 委員会は、候補者の選考に当たり、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程第47条第2項に規定する基準により総合的に評価するものとする。

3 基準は別表のとおりとする。

(推薦)

第5条 学長は、前条の選考に基づき返還免除候補者に順位を付し、独立行政法人日本学生支援機構が定める業績優秀者返還免除申請書及び推薦理由書に業績を証明する資料を添付し、推薦するものとする。

附 則

この規程は、平成18年12月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

別表

札幌大学大学院奨学金返還免除候補者選考基準

<総合評価される業績の種類>

大学院における教育研究活動等に関する業績及び専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績が対象となる。

○ 評価項目

		評価項目	証明する書類
--	--	------	--------

専攻分野に関する業績	機構が定める評価基準	大学院における教育研究活動等	専攻分野に関連した学外における教育研究活動等	
1 学位論文その他の研究論文	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること	① 学位論文及びその他の研究論文について特に優れていると研究科委員会等で認められること	② 学会誌等への論文掲載 ③ 学術雑誌等への掲載 ④ 国際会議論文 ⑤ 学会発表 ⑥ 学会表彰 ⑦ 日本学術振興会特別研究員に採用	① 学位論文 ② 論文別刷り ③ 掲載論文誌 ④ 講演論文集 ⑤ 研究業績目録等 ⑥ 賞状等 ⑦ 日本学術振興会特別研究員採用通知 ⑧ その他、①～⑦以外の該当書類
2 大学院設置基準第16条第2項に定める特定の課題についての研究の成果	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること	① 特定の課題についての研究成果が特に優れていると研究科委員会等で認められること	② 権威ある大会や団体において評価を得たもの ・展覧会、演奏会への作品発表 ・指導員、審判・審査員等の資格取得及び審査・指導 ・全国的な競技会への出場	① 賞状等 ② 大会参加証書・資格証 ③ その他、①②以外の該当書類
3 著書、データベースその他の著作物（前2号に掲げるものを除く。）	前2号に掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること	① 1、2以外の著書、データベースが特に優れていると研究科委員会等で認められること	② 1、2以外の著書、データベース、解説記事等の著作物がある	① 出版物 ② 賞状等 ③ その他、①②以外の該当書類
4 発明	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること	① 特許・実用新案等が研究科委員会等で特に優れていると認められること	② 特許・実用新案などの取得あるいは出願	① 出願資料 ② 特許取得を証明するもの ③ その他、①②以外の該当書類
5 授業科目の成績	講義・演習等の成果として、優れた専門知識や研究能力を習得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な	① 優秀な成績を上げ、修業年限の短縮を認められたこと ② 成績評価等により特に優秀と		① 成績証明書 ②③ 指導教員判定書 ④ その他、①～③以外の該当書類

	成績を挙げたと認められること	認められたこと ③ 【修士課程(博士前期課程を含む。)】特に優れた研究能力や専門的知識を有すると研究科委員会等で認められること		
6 研究又は教育に係る補助業務の実績	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げられたと認められること	① リサーチアシスタント、ティーチングアシスタントの実績があること	② 学外でのリサーチアシスタント、ティーチングアシスタントの実績があること	① 業務内容報告書 ② 指導教員の所見 ③ その他、①②以外の該当書類
7 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること		① 国内外における発表会等における受賞等	① 賞状等、作品の場合は、当該作品の写真、コピー等 ② その他、①以外の該当書類
8 スポーツの競技会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること		① 国内外における競技会等において入賞	① 賞状、記録証等 ② その他、①以外の該当書類
9 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること	① 学内の顕彰を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されたもの	② 学外の顕彰を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されたもの	① 表彰状や具体的な活動内容報告書等 ② 機関からの感謝状や具体的な活動内容報告書 ③ その他、①②以外の該当書類

○ 評価方法

- 1 専攻分野に関する業績 1、2、3を主要業績群、それ以外を参考業績群とする。
- 2 主要業績群と参考業績群の各評価項目について総合評価する。

- ① 主要業績群
    - 1、2、3の業績について、該当する各評価項目をA（10点）、B（7点）、C（4点）とする。
  - ② 参考業績群
    - 4～9までの業績について、該当する評価項目をA（5点）、B（3点）、C（1点）とする。
    - （注）専攻分野に関する業績6、7、8及び9は、専攻分野に関連した業績でないと認められない。
  - ③ ①と②を総合評価する。
    - ただし、あくまで主要業績の評価が主であり、参考業績群の評価は副次的な要素としてみなす。
- 3 総合評価点の高い順から、対象奨学生の推薦順位を決定する。